

◆平成 23 年度の国民健康保険税の計算例

平成 23 年度の税率で算出した国民健康保険税額について、5つの例を紹介します。

例 1 営業所得世帯の国保年税額

夫婦、子ども 1 人の 3 人世帯【世帯主 (40 歳)、妻 (35 歳)、子 (10 歳)】

営業所得 200 万円【平成 22 年 1 月から 12 月までの世帯主所得】

世帯構成	年齢 (歳)	収入の種類	平成 22 年の収入額(1)	所得額(2) (1)から経費を引いた額	賦課基準額 (2)から基礎控除 33 万円を引いた額
世帯主	40	営業	4,000,000 円	2,000,000 円	1,670,000 円
妻	35	無収入	0 円	0 円	0 円
子	10	無収入	0 円	0 円	0 円

区分	医療分の算出方法	支援分の算出方法	介護分の算出方法 (40 歳から 64 歳までの加入者のみ)
所得割(1)	$1,670,000 \text{ 円} \times 10.85\% = 181,195 \text{ 円}$	$1,670,000 \text{ 円} \times 2.50\% = 41,750 \text{ 円}$	$1,670,000 \text{ 円} \times 1.63\% = 27,221 \text{ 円}$
均等割(2)	$29,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} = 87,000 \text{ 円}$	$7,300 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} = 21,900 \text{ 円}$	$6,600 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} = 6,600 \text{ 円}$
平等割(3)	25,000 円	4,800 円	4,000 円
合計 (1)+(2)+(3)	293,100 円 (100 円未満切捨)	68,400 円 (100 円未満切捨)	37,800 円 (100 円未満切捨)

この世帯の年間の国民健康保険税額は、

医療分 293,100 円+支援分 68,400 円+介護分 37,800 円=合計 399,300 円になります。

例 2 年金所得のみ世帯の国保年税額

夫婦 2 人の世帯【世帯主 (67 歳)、妻 (66 歳)】

年金所得 150 万円【平成 22 年 1 月から 12 月までの世帯主所得】

世帯構成	年齢 (歳)	収入の種類	平成 22 年の収入額(1)	所得額(2) (1)から経費を引いた額	賦課基準額 (2)から基礎控除 33 万円を引いた額
世帯主	67	年金	2,700,000 円	1,500,000 円	1,170,000 円
妻	66	年金	600,000 円	0 円	0 円

区分	医療分の算出方法	支援分の算出方法	介護分の算出方法 (40 歳から 64 歳までの加入者のみ)
所得割(1)	$1,170,000 \text{ 円} \times 10.85\% = 126,945 \text{ 円}$	$1,170,000 \text{ 円} \times 2.50\% = 29,250 \text{ 円}$	65 歳以上の方は介護保険料が別にかかります。
均等割(2)	$29,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} = 58,000 \text{ 円}$	$7,300 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} = 14,600 \text{ 円}$	
平等割(3)	25,000 円	4,800 円	
合計 (1)+(2)+(3)	209,900 円 (100 円未満切捨)	48,600 円 (100 円未満切捨)	

この世帯の年間の国民健康保険税額は、

医療分 209,900 円+支援分 48,600 円=合計 258,500 円になります。

例3 営業所得世帯の国保年税額【2割軽減】

夫婦、子ども1人の3人世帯【世帯主(40歳)、妻(35歳)、子(10歳)】

営業所得120万円【平成22年1月から12月までの世帯主所得】

世帯構成	年齢 (歳)	収入の種類	平成22年の収入額(1)	所得額(2) (1)から経費を引いた額	賦課基準額 (2)から基礎控除 33万円を引いた額
世帯主	40	営業	3,200,000円	1,200,000円	870,000円
妻	35	無収入	0円	0円	0円
子	10	無収入	0円	0円	0円

区分	医療分の算出方法	支援分の算出方法	介護分の算出方法 (40歳から64歳までの加入者のみ)
所得割(1)	$870,000円 \times 10.85\% = 94,395円$	$870,000円 \times 2.50\% = 21,750円$	$870,000円 \times 1.63\% = 14,181円$
均等割(2)	$29,000円 \times 3人 \times 0.8【2割軽減】 = 69,600円$	$7,300円 \times 3人 \times 0.8【2割軽減】 = 17,520円$	$6,600円 \times 1人 \times 0.8【2割軽減】 = 5,280円$
平等割(3)	$25,000円 \times 0.8【2割軽減】 = 20,000円$	$4,800円 \times 0.8【2割軽減】 = 3,840円$	$4,000円 \times 0.8【2割軽減】 = 3,200円$
合計 (1)+(2)+(3)	183,900円 (100円未満切捨)	43,100円 (100円未満切捨)	22,600円 (100円未満切捨)

この世帯の年間の国民健康保険税額は、

医療分183,900円+支援分43,100円+介護分22,600円=合計249,600円になります。

例4 年金所得のみ世帯の国保年税額【5割軽減】

夫婦2人の世帯【世帯主(67歳)、妻(66歳)】

年金所得60万円【平成22年1月から12月までの世帯主所得】

世帯構成	年齢 (歳)	収入の種類	平成22年の収入額(1)	所得額(2) (1)から経費を引いた額	賦課基準額 (2)から基礎控除 33万円を引いた額
世帯主	67	年金	1,800,000円	600,000円	330,000円
妻	66	年金	600,000円	0円	0円

区分	医療分の算出方法	支援分の算出方法	介護分の算出方法 (40歳から64歳までの加入者のみ)
所得割(1)	$330,000円 \times 10.85\% = 35,805円$	$330,000円 \times 2.50\% = 8,250円$	65歳以上の方は介護保険料が別にかかります。
均等割(2)	$29,000円 \times 2人 \times 0.5【5割軽減】 = 29,000円$	$7,300円 \times 2人 \times 0.5【5割軽減】 = 7,300円$	
平等割(3)	$25,000円 \times 0.5【5割軽減】 = 12,500円$	$4,800円 \times 0.5【5割軽減】 = 2,400円$	
合計 (1)+(2)+(3)	77,300円 (100円未満切捨)	17,900円 (100円未満切捨)	

この世帯の年間の国民健康保険税額は、

医療分77,300円+支援分17,900円=合計95,200円になります。

例 5 年金所得のみ 1 人世帯の国保年税額【7 割軽減】

1 人の世帯【世帯主 (67 歳)】

年金所得 30 万円【平成 22 年 1 月から 12 月までの世帯主所得】

世帯構成	年齢 (歳)	収入の種類	平成 22 年の収入額(1)	所得額(2) (1)から経費を引いた額	賦課基準額 (2)から基礎控除 33 万円を引いた額
世帯主	67	年金	1,500,000 円	300,000 円	0 円

区分	医療分の算出方法	支援分の算出方法	介護分の算出方法 (40 歳から 64 歳までの加入者のみ)
所得割(1)	課税基準額なし 0 円	課税基準額なし 0 円	65 歳以上の方は介護保険料が別にかかります。
均等割(2)	$29,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} \times 0.3$ 【7 割軽減】 = 8,700 円	$7,300 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} \times 0.3$ 【7 割軽減】 = 2,190 円	
平等割(3)	$25,000 \times 0.3$ 【7 割軽減】 = 7,500 円	$4,800 \text{ 円} \times 0.3$ 【7 割軽減】 = 1,440 円	
合計 (1)+(2)+(3)	16,200 円 (100 円未満切捨)	3,600 円 (100 円未満切捨)	

この世帯の年間の国民健康保険税額は、
医療分 16,200 円+支援分 3,600 円=合計 19,800 円になります。

◆出前講座について

健康推進課国保年金班では、国民健康保険の医療制度などのしくみや特定健診等の保健事業について随時出前講座を行っています。ぜひ、ご利用ください。

【問い合わせ先】 健康推進課 国保年金班 電話 82-4111 内線 136